

会 議 録

1 会議名

令和5年度 第5回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 地域活性化の方向性について（公開）

(2) 令和5年度地域協議会の活動計画について（公開）

3 開催日時

令和5年8月21日（月）午後6時30分から午後8時6分まで

4 開催場所

福祉交流プラザ 第1会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：本城文夫（会長）、澁市徹（副会長）、高野恒男（副会長）、
飯塚よし子、浦壁澄子、小川善司、北川 拓、佐藤三郎、杉本敏宏、
富田 晃、廣川正文、松倉文夫、宮崎 陽、村田秀夫、茂原正美、
吉田昌和（欠席4人）
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 大島所長、滝澤副所長、石黒係長、難波主任

8 発言の内容

【石黒係長】

- ・ 栗田委員、小嶋委員、西山委員、松矢委員を除く16人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

【本城会長】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 会議録の確認：澁市副会長、廣川委員に依頼

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【滝澤副所長】

- ・配布資料の確認
- ・次第に基づき、議題の確認

【本城会長】

「議題等の確認」について質疑等を求めるがなし。

－ 次第3 議題（1）地域活性化の方向性について－

【本城会長】

次第3 議題（1）地域活性化の方向性についてに入る。

事務局より説明を求める。

【石黒係長】

- ・グループワークの説明

【本城会長】

- ・事務局の説明について、質問のある委員の発言を求めるがなし。

（グループワーク）

以上で次第3 議題（1）地域活性化の方向性についてを終了する。

－ 次第3 議題（2）令和5年度地域協議会の活動計画について－

【本城会長】

次第3 議題（2）令和5年度地域協議会の活動計画についてに入る。

澁市副会長より説明を求める。

【澁市副会長】

- ・当日配布資料No.1により説明

【本城会長】

- ・澁市副会長の説明について、質問のある委員の発言を求める。

【富田委員】

終了した事項に旧北本町ガス供給所の地下水水質調査の報告があった。これは次回以降の宿題事項として書いておいたほうが、これが終わっていないとわかる。この報告で終わりではなく、また調査して報告があると認識している。そのようなことを活動計画の1枚にまとめることは大変であるが、継続事項とわかるように改善していただいたらわかりやすいのではないか。

【本城会長】

これは以前から地域協議会に対してガス水道局から報告、説明を受けているもので、あえてここへ載せなくてもよいのではないか。市議会への報告があると同時に地域協議会にも報告がある。これは旧北本町ガス供給所の跡地の問題なので、あえて書かなくてもよいのではないかと思っているがいかがか。

【茂原委員】

旧北本町ガス供給所の地下水の調査の件だが、これは、ガス水道局が安全のために自主的に調査して、地域協議会に報告するだけの話である。本来、行政が責任を持ってやることであり、地域協議会に報告したからといって何がどうなるのか。地域協議会に下駄を預けるような報告の仕方はやめてもらいたいと常々思っていた。

【本城会長】

地域の関係住民にあらかじめ説明して了解を得て、その報告を私たちにも報告しているという経過である。本来であれば、地域協議会に説明をしなくてもよろしいのではないかと思っていたが、以前からの系統的な報告として地域協議会に報告されていることから、現状の変化、水位はどうなったかということだけは報告をしてもらうということになった。それでよろしいのではないか。地域協議会に対しても、高田区の課題として、ガス水道局は丁寧に説明をしているということなので、そのように理解いただきたい。

他に質疑を求めるがなし。

以上で次第3 議題（2）令和5年度地域協議会の活動計画についてを終了する。

－ 次第4 「その他」 －

【本城会長】

次第4「その他」に入る。

前回の協議会において、委員から質疑があった事項について、事務局からの回答を求める。

【大島所長】

前回の会議で委員からいくつか質問、意見をいただいたので、ここで答えさせていただきます。

富田委員から地域を元気にするために必要な提案事業、いわゆる元気事業の終了について、いつどのように決まったのかという質問をいただいた。このことについては、令和4年8月22日開催の第7回地域協議会でお配りした資料の地域独自の予算の概要（案）の中に、令和4年度から令和6年度までの予算のイメージ図があった。令和4年度には元気事業というものがあって、令和5年度に行くとこの地域独自の予算に入っていく。令和6年度は、もう全部が地域独自の予算になると、この図で元気事業が終了するというを示したつもりだった。その意図が明確に伝わりにくかったものと考えている。いつと問われれば、その令和4年8月の会議でお示しした資料でそのことをお伝えしたつもりであった。

茂原委員から令和5年度の地域独自の予算の予算要求の経過等について、地域活動支援事業がいつの間にか地域独自の予算になっているように感じるという意見をいただいた。地域活動支援事業と地域独自の予算事業の違いは、地域活動支援事業は、各地域自治区に予算を配分して、その範囲内で地域協議会、区独自の審査基準をもとに、提案に対する審査を行って、採択案件を決定するというもので、地域独自の予算については、各地域自治区への予算の配分はなく、区独自の審査基準や地域協議会による審査もない、提案された取組について提案団体と総合事務所やまちづくりセンターが一緒になって協議し、通常市の予算と同様に予算査定審議を経たものが予算化されるというものである。

令和5年度については、予算要求までの時間が限られていたこともあり、ほとんどの提案が令和4年度からの継続となった。地域の活動団体からどのような取組が提案されているかを委員の皆さんからも知っていただく必要があるということで、市の予算案として取りまとめた2月の段階で一覧表でお配りして、情報共有をさせていただいたという経緯である。

最後に、澁市副会長から地域協議会委員の手引きの内容について、既に変更となっている部分があるから速やかに改定すべきではないかという意見をいただいた。委員の手引きについては、地域政策課で作成しているが、基本的に委員改選の都度見直すこととしているので、令和2年4月に発行したものを現在まで活用している。次回見直しにおける変更点については、既に終わっているものとして、地域活動支援事業や元気事業、その代わりに新しく出てきた地域独自の予算事業に係る内容がその変更点になろうかと思っている。必要に応じて、資料により、補足説明させていただいている。今後改定する方向で調整予定ということである。

【本城会長】

- ・事務局の説明について、質問のある委員の発言を求める。

【澁市副会長】

委員の手引きに地域協議会の役割という項目がある。そこには、自主的審議、受けた諮問についての審議という二つの項目があり、これは地域協議会に関する市の条例で規定されている。ところが、さらに、地域活動支援事業という項目と地域を元気にするために必要な提案事業というのが書いてある。これについて「これはもうなくなったのか」と尋ねたところ「もうなくなったんです」と回答があった。去年の資料の中でそうになっていると。しかし、資料というのは参考資料で、正式な文書だと私は理解していない。今年度から予算項目に入っていない、即ち廃止ということだと思う。そもそも条例で規定していない項目を地域協議会委員の仕事としたこと自体がおかしいと思っているが、いずれにしてもなくなったのであれば、「この手引きの中で関係する部分はもう無効です」と宣言した方がわかりやすいのではないか。具体的に言うと手引きの10ページから13ページまでである。「これは無効です。書いてはあるが、そのとおりにやる必要はありません」と言っていただいた方がすっきりすると思う。もし、本庁が言うのを嫌がるのであれば、所長として、高田区地域協議会に直接関係があるのだから、「そのとおりでございます」ということを確認していただいたほうがよいと思う。任期があと半年しかないということで改定しないのであれば「この部分については既に効力を失っております」という文書を出すべきである。役人は普通そうするのだが、どうも市の職員はそういう事を嫌がっているようである。所長から今、そのように言っていただいたほうがよいのではないか。

【茂原委員】

澁市副会長の意見に賛成である。委員の改選のタイミングで改定するという話だが、事前に廃止されたものは、はっきりさせるべきだと思う。

【大島所長】

澁市副会長から言われたご意見で、もう既にやめていることが載っているの、それはもう無効であるということは事実である。ただ、物として改定するのは、先ほど申し上げたように委員の改選のタイミングになるので、実質内容としては、確かにもう今、終わっている事柄が載っているが、それについては無効であるということは、所長として皆さんに確認させていただきたいと思う。

【富田委員】

私も澁市副会長に賛成である。企業では、作業標準書というのが憲法である。我々にとっては地域協議会の手引きが憲法である。作業標準書がどのように管理されているかという、日々の業務において訂正の必要が生じた事項のうち課長が了解したものについてその日のうちに課長了解と押印し、期末にまとめて訂正する。それが一般的だと思っている。口頭ではなく、皆さんに手引きを持ってきてもらって、ここを訂正してくださいと言って印鑑を押せばよい。それで実行になる。

【本城会長】

高田区だけの課題ではない。全28区の全委員に周知するような形で、市長名でそのような通達を出していただくというのが一番望ましい。所長の回答で「わかりました」という話ではない。できれば高田区の協議会の総意として、市に上げていただいて、きちんと文書で各委員に周知を徹底していただきたいということで、確認させていただいてよいか。

(賛成の声あり)

【大島所長】

私が地域政策課に確認した答えは、最初に回答したとおり物として改定するのは委員改選のタイミングであるということであるが、高田区地域協議会としての総意ということになれば、どのような形で対応できるかわからないが、私のほうで地域政策課につなぎたいと思う。

【本城会長】

高田区の総意として、私の名前で市長宛に文書を出してもよいのではないかと、28区の地域協議会の委員もいるわけだから、きちんと手引きとして訂正をすることが必要だと思う。このことは、所長に検討課題とさせていただく。

他にどうか。

【富田委員】

地域協議会の憲法である。

【本城会長】

そうである。

【富田委員】

今、澁市副会長が言われたように、内容を更新することで重みがでる。

【茂原委員】

今話し合ったことについて、口頭で回答するという事になったが、これは、この場で終わってしまう。議事録は残るかもしれないが。文書で出してほしい。

【本城会長】

高田区の総意として文書できちんと出していただいて、回答いただくなり、28区の全委員に手引きの誤りを訂正していただくということについて申し入れをしたい。そのように取り扱わせてほしい。

他に意見を求めるがなし。

以上で次第4「その他」を終了する。

－ 次第5 事務連絡 －

【本城会長】

次第5 事務連絡 に入る。

事務局より説明を求める。

【滝澤副所長】

・今後の地域協議会等の日程連絡

第6回地域協議会： 9月19日（火）18：30から 福祉交流プラザ

第7回地域協議会： 10月16日（月）18：30から 福祉交流プラザ

・配布資料

高田区地域協議会だより第54号

直江津区、大島区、清里区の地域活性化の方向性

「上越まるごと文化祭」パンフレット

【本城会長】

- ・ただ今の説明について質問を求めるがなし
- ・全体を通して質問等を求める。

【茂原委員】

地域活性化の方向性について3区のものをお願いしたが、これで28区全部出揃ったのか。今までバラバラにもらっているので整理がつかない。以前もらった一覧のように完成した区の一覧表をもらえないか。

【滝澤副所長】

作成状況についてお答えをさせていただく。高田区を含めた28区のうち、完成したのが20区である。過去に資料を配ったようにという要望だが、おっしゃっているのは、おそらく、どのようなやり方で活性化の方向性を作成したのかということで、八つの自治区について地域団体と意見交換した・しないとか、事務局も交えた中で草案を作ったとか、そのようなものを整理した資料のことかと思う。それはそのような質問があったために、作成工程の参考という意味で整理をさせていただいた。完成した自治区の一覧は作る予定がないので理解いただきたい。

【本城会長】

完成した区のものはいかにいただいているので、皆さんの整理の仕方だと思う。20区のものの手元にあるはずなので、それを参考にしてほしい。

- ・会議の閉会を宣言

10 問合せ先

総合政策部 地域政策課南部まちづくりセンター

TEL: 025-522-8831 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

11 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。